

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 楠総合支所
- 3 事前調査期間 平成19年10月17日
- 4 監査期間 平成19年11月21日
- 5 監査対象年度 平成18年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

第2 監査対象の概要

楠総合支所4課の主な業務内容及び職員数（平成19年10月1日現在）は、次のとおりである。

【振興課】

総合支所事務の連絡調整、防災、楠消防団、自主防災組織、総合支所庁舎、楠福祉会館、楠交流施設、楠防災会議、楠避難会館、総合支所の宿日直、地域審議会、地域活動の振興、地域団体との連絡調整、広報広聴、情報公開、市連絡員、その他地域振興に関する業務等を所掌する。

（職員10名）

【市民福祉課】

戸籍及び住民基本台帳、印鑑登録、諸証明の交付、埋火葬及び斎場使用許可、国民健康保険・国民年金・市税の相談及び経由事務、交通災害共済、障害福祉・母子福祉・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・児童福祉・高齢者福祉・介護保険・医療費助成の相談及び経由事務、老人保健法に基づく医療相談及び経由事務、保健事業の受付及び経由事務、生活保護法及び法外扶助の相談及び経由事務、楠ふれあいセンター、その他の福祉に関する業務等を所掌する。

（職員6名）

【地域課】

道路・公園・河川・水路等の相談及び経由事務、建築開発相談、緑化活動の相談及び経由事務、地区要望の選定、下水道の相談及び経由事務、公害苦情の経由、犬の登録・狂犬病予防注射等の相談及び経由事務、地域産業振興の相談及び経由事務、環境用水、補助執行にかかる農業関係証明書の交付等に関する業務等を所掌する。（職員5名）

【楠プラザ】

地域文化団体、歴史の杜整備推進、楠町史、その他地域文化、補助執行に係る楠公民館、楠緑地公園の維持管理、地域スポーツ団体、地域運動施設、その他地域スポーツ、補助執行に係る楠緑地多目的運動場・楠緑地体育館・楠緑地テニスコート・楠緑地ゲートボール場に関する業務等を所掌する。（職員5名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、旅費、時間外勤務手当の執行について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

<各課共通事項>

(1) 原課契約工事について

原課契約工事の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されているが、工事完了認定日から支払時期までの事務処理が遅延しているものが見受けられたので、期間内の適正・迅速な支出処理に努めること。【是正改善事項】

上記対象課～【地域課】【楠プラザ】

<各課個別事項>

【振興課】

(1) 文書管理について

ア 支出関係書類のファイルについて、分類及び整理が適切でないので注意すること。

【注意事項】

イ 切手及び駐車券受払簿について、プリントアウトされた受払簿に確認印がまとめて押印されていたので、受け払いの都度、記入して定期的に残高確認を行うよう改めること。

【是正改善事項】

【市民福祉課】

特になし

【地域課】

(1) 支出事務について

原課契約工事の支払いについて、工事着工届・工事完了届・請求書に提出日の記載がなく市の受付印で処理されているものが多くあった。特に、請求書の提出日は支払い日の基準となる重要な要件であるので、請求日の記載のあるものを徴するよう改めること。【是正改善事項】

【楠プラザ】

(1) 備品管理について

備品ラベルの貼付がない物品が見受けられたので、全て貼付し適正な管理を行うよう注意すること。【注意事項】

(2) 公印の管理について

管守する公印の一部について、備品出納簿に登載されていなかったため、四日市市公印規則

に基づき早急に保管転換等の手続きを行い公印の適正な管理に努めること。【是正改善事項】

2 所 見

<各課共通事項>

(1) 合併に伴う経過措置について

合併後3年を迎え、楠総合支所の業務全般について、本庁と重複している業務などの見直しを計画的に進めるとともに、より一層、簡素で効率的な支所体制となるよう努力されたい。また、補助金、受益者負担金のあり方やまちづくりにおける行政と住民の関わり方についても、地区住民への説明責任を十分に果たし、制度や仕組みの統合を推し進めるよう要望する。

【努力要望事項】

上記対象課～【全所属】

<各課個別事項>

【振興課】

(1) 市政運営方針の周知について

本市の市政運営の根本である4つの基本理念、5つの基本目標について、職員はもとより地区内の住民にも積極的に周知を図り、四日市市民として精神的な一体感がより一層醸成されるよう努力されたい。【努力要望事項】

(2) 公共施設の管理について

市内の他地区と比べると充実した施設が整備されているが、施設の運用、維持管理手法の改善に努め、他地区のモデルとなるよう努力をされたい。【努力要望事項】

(3) 原課契約工事について

楠総合支所部局では、原課の工事に対応するための予算を持っているが、技術系でない職員が工事の発注、検査を行っている課もある。大きな施設も多くまた今後施設の老朽化が進めば、修繕工事なども増加していくことが予想されるので、支所全体で一括して管理していく体制の構築を検討すること。【検討事項】

【市民福祉課】

(1) 楠ふれあいセンターの利用について

楠ふれあいセンターの貸室の利用率を上げるために企業に対してもPRを行なっているが、当施設は本来、地区住民をはじめとする一般市民の公共福祉のために整備されたものであるため、企業の利用によって一般市民の利用が妨げられるようなことがないように留意されたい。

【努力要望事項】

(2) 楠ふれあいセンターの設備について

楠ふれあいセンターは環境にやさしい施設として、街灯に太陽光と自然の風を利用したり、雨水を利用して植樹の散水を行なっているが、今後の公共施設整備の方向性を示すモデルケースとなるので、記録を取って検証（電気代換算、水道料金換算）するよう検討すること。

【検討事項】

(3) 窓口サービス業務の評価について

業務棚卸表において、窓口サービスの充実の活動指標として苦情件数をあげており、その平成18年度実績がゼロ件であったということは評価に値するが、一方で市民アンケートの満足度の結果からみると、市職員と住民の受け止め方に乖離があるように思われるので、アンケート内容の精査を行ないより一層のサービスの向上に努められたい。【検討事項】

【地域課】

(1) 主要事業の評価について

活動指標について、数値目標でなく客観性に欠けると思われるものが見受けられた。業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な数値目標の設定について検討すること。【検討事項】

【楠プラザ】

(1) 現金等の管理について

現金とともに郵便切手、駐車券など金券の管理については、常に在庫と消費を勘案して計画的に購入するなど徹底した在庫管理を行い、その保有は必要最小限の所持に心がけ、安全な管理に努めること。【努力要望事項】

(2) 随意契約について

1者単独随意契約について、毎年同じ業者と同じ金額で契約しているケースが多く見受けられるが、業務内容の精査や見直しを行なうなど経済性・競争性の観点から一層のコスト意識をもち、適正な契約事務の執行に努力すること。また、地元業者への発注が多いが、常に緊張感を持ちながら値段の交渉や完了検査を行うなど厳正な工事執行に努めること。【努力要望事項】